

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請

(原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更)

に係る審査について

令和3年7月7日

原子力規制委員会

1. 実施計画の変更認可申請

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和 3 年 4 月 6 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 2 年 3 月 30 日付け廃炉発官 R1 第 258 号（令和 2 年 12 月 2 日付け廃炉発官 R2 第 199 号、令和 3 年 3 月 10 日付け廃炉発官 R2 第 274 号及び令和 3 年 6 月 16 日付け廃炉発官 R3 第 42 号で一部補正）をもって、原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更認可申請の内容

平成 29 年 7 月 10 日の第 22 回原子力規制委員会において示された、東京電力が原子力事業に取り組む上での 7 つの基本的な考え方、同年 8 月 25 日に提出した回答文書「本年 7 月 10 日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」及び同年 8 月 30 日の第 33 回原子力規制委員会での議論等において確約した取組（以下「7 項目の回答等」という。）について、実施計画Ⅲ章「特定原子力施設の保安」に 7 項目の回答等を反映した福島第一原子力発電所の基本姿勢を定める。

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請について、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるか^{※1}について審査を行った。

※1：原子炉等規制法第 64 条の 3 第 3 項

原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前二項の認可をしてはならない

4. 審査の内容

変更認可申請は、7 項目の回答等の反映に伴い、実施計画Ⅲ章第 1 編（1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置）及び第 2 編（5 号炉及び 6 号炉に係る保安措置）のうち、第 2 条（基本方針）に基本姿勢を定め、その基本姿勢に則り保安活動を実施するとしている。また、第 3 条（品質マネジメントシステム計画）にその基本姿勢の品質保証活動への展開を定めている。

規制委員会は、変更認可申請が福島第一原子力発電所の廃炉作業を優先的に履行することを示す内容となっているか、社長のリーダーシップのもと東京電力として全社的に廃炉作業を進めることを示す内容となっているか、また、廃炉を安全かつ着実に進める上で実効性のある内容となっているかについて審査を行った。具体的には、以下を確認した。

- 実施計画Ⅲ章第1編及び第2編の第2条（基本方針）において、7項目の回答等を遵守すること及び遵守するにあたっての保安活動における基本姿勢を定めたこと。その基本姿勢は、上記3つの視点を満たしていること。
- 第2条（基本方針）で定めた基本姿勢を確実に実践するため、基本姿勢を第3条（品質マネジメントシステム計画）及び社内文書に取り込むことで、個々の保安活動に展開するとしていること。
- 第3条（品質マネジメントシステム計画）において、リスク管理への取組として、組織は事故調査の結果から得られた知見を含め原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事項を抽出し、社長は不確実・未確定なものも含め重要なリスクを速やかに把握するとともに必要な措置を実施することとし、その詳細な運用については、社内文書に定めるとしていること。

以上のことから、規制委員会は本申請が措置を講ずべき事項を満たしていると評価する。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認められる。

以上